

## 平成30年度シート

分担金・ 拠出金名	国際事実調査委員会（IHFFC）拠出金	種別	義務的拠出金	30年度 予算額	4,176千円	総合評価	C
拠出先 国際機関名	国際事実調査委員会（IHFFC）						
国際機関等 の概要及び 成果目標	<p>（1）設立経緯等・目的：ジュネーブ諸条約及び同第一追加議定書の違反行為（国際人道法違反）として申し立てられた事実等を調査することによって、国際人道法の履行を確保・促進することを目的に1991年に設立された。同委員会は、ジュネーブ諸条約第一追加議定書第90条の規定に基づき、15人の個人資格の専門家（任期5年）で構成される。2018年5月現在、同委員会の権限受諾国は77か国。</p> <p>（2）拠出の概要及び成果目標：本件拠出は、国際事実調査委員会の活動のために充てられる予定。国際人道法の履行確保に対する国際貢献を行うとともに、武力紛争下においても国際法を遵守し行動する意志を国際社会に明らかにしていくことを目標とする。</p>						
1 専門分野 における活 動の成果・影 響力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際人道法は、武力紛争という特殊な状況に適用され、国際法の他の分野以上にその履行確保が重要であることから、ジュネーブ諸条約第一追加議定書は、従来からの紛争当事国による履行措置に加え、第三者機関による国際人道法の履行確保手段として国際事実調査委員会を設置する規定を置いた（第90条）。同委員会は、ジュネーブ諸条約及び同第一追加議定書に定める重大な違反行為その他の著しい違反があると申し立てられた事実を調査することを主な任務とする。</li> <li>・また、同委員会は、国際人道法に関連した国際会議でプレゼンテーションを実施したり、広報活動の一環としてセミナー等を開催し、対外的な啓蒙活動に努めている。</li> <li>・当事国双方の同意を得ないと調査を行うことができないため、同委員会がこれまでに調査を行ったことはなかったが、2017年、ウクライナにおけるOSCEの特別監視ミッションの事案（ウクライナの非政府管理区域をパトロール中に爆発に巻き込まれた事案）につき法医学調査を実施した。</li> <li>・後述のとおり、日本からは、国際法の分野において幅広い知見を有し、国内外でも積極的に活動している著名な学者である古谷修一早稲田大学法科大学院教授を同委員会委員として輩出している。同氏は2017年より二期目を務めており、委員会内でも一定のプレゼンスを発揮している。</li> </ul>						
2 組織・財 政マネジメ ント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部監査 対象年度：2016年、実施主体：PwC、報告・提出月：2017年8月、結果及び対応：特段の指摘事項なし</li> <li>・財政状況の報告 報告・提出月：2017年2月（2016年度）</li> <li>・事務局（スイス外務省が務める）は、毎年収支報告及び活動報告を作成し、透明性を確保している他、外部監査機関による会計検査を行い、その結果をホームページに掲載するとともに加盟国に送付している。また、前々年度に発生した予算の余剰金を権限受諾国（拠出国）に返還している。</li> <li>・同委員会の予算規模は、2016年は211,543スイスフラン、2017年は211,409スイスフラン、2018年は211,400スイスフランと一定に保たれており、適正な予算規模が維持されている。</li> <li>・日本は、ジュネーブにて毎年行われる国際事実調査委員会年次会合の機会を捉え、業務効率化等についても、委員会委員との非公式対話の機会を設けて情報収集に努めている。</li> </ul>						
3 日本の外 交課題遂行 における有 用性・重要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本は、国際人道法的確な実施を確保し、有事においても国際法に則して行動するという意思を国際社会に明らかにする意味でも、同委員会への日本の貢献は極めて重要であるとの観点から、ジュネーブ諸条約第一追加議定書の締結に際して国際事実調査委員会の権限を受諾し、それに伴い、同追加議定書第90条7に基づき、委員会の運営費について支払いの義務を負っている。</li> <li>・ジュネーブ諸条約及び同第一追加議定書は、国際的な武力紛争又は占領、非国際的な武力紛争の事態において、武力紛争又は占領国の義務を規定している。日本に対する武力攻撃の発生等の場合に敵対国に義務が課され、また、日本国民の生命及び財産が保護されるとの観点から極めて大きな意義があるため、同条約等の履行確保のために同委員会をどのように活用していくべきかの議論に参加することは重要。</li> <li>・同委員会では、年次会合（作業日程の確認や特筆すべき事項に関する意見交換、締約国や市民社会との対話セッション等を実施）において、国際人道法の履行確保のために同委員会をどのように活用していくかの議論を行っている。日本からは、これまで、ジュネーブ日本政府代表部の大使レベルが参加し、同委員会の効果的な活用につき、</li> </ul>						

	<p>日本の意見をインプットしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本は、ジュネーブにて毎年行われる同委員会年次会合の機会を捉え、委員との非公式対話によって情報収集に努めている。</li> <li>・ジュネーブ条約第一追加議定書の締約国となり、同委員会の権限を受諾することによって、同委員会予算への支払い義務を有する国の数は増加傾向にあり（2013年：72か国→2018年：77か国）日本の拠出率は減少傾向にある。</li> </ul>						
4 日本人職員・ポストの状況等	加盟国等の数	全職員数 (専門職以上。以下同じ。) (2017年12月末時点)	うち、 日本人職員数	うち、 日本人幹部職員数	日本人職員の比率 (2017年12月末時点)	日本人職員数 (前年同時期)	日本人幹部職員数 (前年同時期)
	77	不明 (委員数は15)	0 (委員数は1)	-	(委員の比率は6.7%)	0 (委員数は1)	-
	<p>その他特記事項：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局はスイス外務省が務めており、日本人職員が採用されることは想定されていない。</li> <li>・同委員会は、15名の委員によって構成されており、委員は、同委員会の権限受諾国より最大1名輩出され、同委員会委員選挙によって決定する（任期5年）。委員15名の地理的配分については特に定められていないものの、日本からは継続的に委員を輩出している。</li> <li>・現在、日本からは、古谷修一早稲田大学法科大学院教授を同委員会の委員として輩出している。同氏は、2012年から委員を務めており（任期は2021年まで）、国際人道法の専門家として委員会内でも一定のプレゼンスを発揮している。日本出身者が委員を務め、委員会の活動に積極的に関わっていくことは、日本が国際社会における国際人道法の促進に取り組むという意味を国際社会に明らかにすることが可能となるほか、委員会の活動を通じて最新の国際人道法に係る議論の情報が入手できる等、その意義は大きい。</li> </ul>						
5 PDCAサイクルの確保等	PLAN	委員会事務局であるスイス政府が、毎年夏に次年の予算を策定。					
	DO	承認された予算に基づいて拠出金が支払われ、年次会合及び専門家会合が開催されてきている。					
	CHECK	事務局が毎年、外部の会計事務所による会計監査を受け、その報告書を各締約国に送付しており、各締約国が予算の適正な執行が確保されているか確認。					
	ACT	各締約国は、事務局が策定する予算案に異議がある場合は、事務局に意見を述べることができる。					
	・本件拠出金は委員会全体の会計に組み入れられ、日本からの拠出の用途のみ特定することはできない。						
担当課室名	人権人道課						